

青森県報

号外第六十号

平成三十年
六月一日
(金曜日)

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)：一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年六月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第十五条の三 在外選挙人名簿登録資格の確認

第十五条の四 在外選挙人名簿に登録しなかつた場合の通知を

第十五条の五 在外選挙人名簿の登録等に関する通知

「第十五条の三から第十五条の五まで 削除」に、「第十五条の十 在外選挙人名簿

から抹消した場合等の通知」を「第十五条の十 削除」に改める。

第十五条の三から第十五条の五までを次のように改める。

第十五条の三から第十五条の五まで 削除

第十五条の六中「在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出」を「在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出」に改め、「において準用する法第二十四条第二項」を削る。

第十五条の八及び第十五条の九中「において準用する法第二十四条第二項」を削る。

第十五条の十を次のように改める。

第十五条の十 削除

第二十二号様式の四から第二十二号様式の八までを次のように改める。

第二十二号様式の四から第二十二号様式の八まで 削除

第二十二号様式の九中「在外選挙人名簿の登録」の下に「(登録の移転)」を加え、「において準用する同法第二十四条第二項」を削り、「次のとおり登録(抹消)」を「次のとおり登録(抹消、登録の移転を、抹消と同時に選挙人名簿の登録を)」に改め、「在外選挙人名簿登録(抹消)年月日」を「在外選挙人名簿登録(抹消、登録の移転、選挙人名簿登録)年月日」に改める。

第二十二号様式の十二中「在外選挙人名簿の登録」を「在外選挙人名簿の登録等」に改め、「在外選挙人名簿から抹消」の次に「、在外選挙人名簿への登録の移転を、在外選挙人名簿からの抹消と同時に選挙人名簿の登録を」を加え、「において準用する同法第二十四条第二項」を削り、「1 登録(抹消)年月日」を「1 登録(抹消、登録の移転、選挙人名簿登録)年月日」「2 登録(抹消)年月日」を「2 登録(抹消、登録の移転、選挙人名簿登録)年月日」に改める。

第二十二号様式の十三を次のように改める。

第二十二号様式の十三 削除

附則

この規程は、告示の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭